

第13回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和7年5月26日（月）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第13回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地の地目変更届について

議案第3号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について

<報告事項>

報告第1号 専決処分の承認について

(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）
の決定について（4月利用権）

その他

農地利用最適化推進委員の総会出席について

令和6年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5		5	井上 昇
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	石渡 貴教		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

2番 今村 晃一

4番 井上 典宣

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>それでは、ただ今から第13回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、井上昇 委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、2番 今村晃一委員と4番 井上典宣委員をお願いいたしたいと思っております。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号①から④を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請ですが、4件ありますので、まとめてご説明させていただきます。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p>。譲渡人は社谷にお住まいの●●さんで、譲受人は越前市にお住まいの●●さんです。今回の申請地は奥野々●●、現況が田 面積 920 m²です。譲受後の●●さんの経営面積は、奥野々にご実家があり他に田を所有されていることから、1,695 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、資料2ページは現地確認の様子です。</p> <p>当該農地は、実際に管理されているのは●●さんの御親戚である●●さんで、20数年前まで●●さんが水稲作付を行っていましたが、土砂で用水路が塞がってしまったため、現在では年に数回の草刈りを行っているそうです。登記所有者は●●家からお嫁に出られた●●さんが相続されておりますが、以前より●●さんが管理をしている農地であることから、無償で譲り受けるというものです。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には特段該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>次に議案書に戻っていただき、1ページ番号②をご覧ください。</p> <p>譲渡人は上野にお住まいの●●さん他6名で、譲受人は堂宮にお住まいの●●さんです。申請地は上野●●他9筆の田 面積合計 15,097 m²です。譲受後の●●さんの経営面積は、</p>

111, 114 m²でございます。別紙は次のページでございます。

位置につきましては、別にお配りしている資料の4ページから6ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料7ページは現地確認の様子です。この農地は8筆が●●さんの祖父母の名義で、残り2筆をご親族から借り受けて計10筆を細目書上では管理していることになっておりましたが、本来相続されるべき父親が亡くなり、そして祖父が亡くなり、農業経験の無いお孫さんの●●さんが引き継ぐことになったようですが、長年草刈等の管理がなされず、遊休農地となっております。昨年度事務局から担当地区の農業委員の方に相談したところ、遊休農地の解消に向けて、●●さんが1年間借受けし、試しにコシヒカリや日本晴を作付けしてみて、上手くいくようであれば次年度は別の認定農家の方に耕作してもらおうというものです。

次に、農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料8ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして議案書は、1ページ番号③をご覧ください。

譲渡人は石川県にお住まいの●●さんで、譲受人は湯尾にお住まいの●●さんです。申請地は湯尾●●の畑 面積221 m²です。譲受後の●●さんの経営面積は、2,249 m²でございます。

位置につきましては、資料の9ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料10ページは現地確認の様子です。●●さんはお父さんから畑を相続されましたが、県外在住のため、今後も畑を利用する予定はないとのことです。所有する畑に隣接する畑を所有する方に該当地の一部を以前から使用してもらっており、草刈り等の管理もお願いしてた経緯もあり、無償で譲り渡したいということでの申請です。

次に、農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料11ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料8ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして議案書は、1ページ番号④をご覧ください。

譲渡人は馬上免にお住まいの●●さんで、譲受人は馬上免にお住まいの●●さんです。申請地は馬上免●●の田 面積1,166 m²です。譲受後の●●さんの経営面積は、3,550 m²でございます。

位置につきましては、資料の12ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料13ページは現地確認の様子です。●●さんは高齢のため農地を売却し農業経営を縮小されたい意向をお持ちで、申請地は隣接する●●さんが所有する田と併せて一区画となっているため、●●さんに売却したいという申請です。

次に、農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料14ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を神戸委員さん、お願いします。
神戸委員	はい、報告いたします。 5月16日に加藤委員、今村委員、事務局長、事務局、私の5人で現地確認を行ってまいりました。 私からは番号①についてですが、場所は、奥野々の集落センターから南に800m程、山道を登っていくとある、田んぼです。譲受人の●●さんは元々農地を管理されていたということですので、許可する上で問題ないと判断いたします。
議長	ありがとうございます。次に②の現地確認の報告を加藤委員さん、お願いします。
加藤委員	はい、報告いたします。 私も5月16日先ほどの神戸委員と同様に現地確認を行いました。 番号②についてですが、場所は、下牧谷に近い上野から、ゴミ焼却場のエコグリーンセンターの道向かいにある田と、広範囲に点在する農地でした。既に苗が植えられている田んぼもありましたが、これからという田んぼもございました。長年使われていなかった田んぼですので、耕作できる農地に戻すのは中々大変な作業かと思われまます。 許可する上で問題ないと判断いたします。
議長	ありがとうございます。残り③と④の現地確認の報告を今村委員さん、お願いします。
今村委員	はい、報告いたします。 私も5月16日先ほどの神戸委員、加藤委員と同様に現地確認を行いました。 番号③についてですが、場所は、ハピランの直ぐそばの畑です。譲渡人は県外の方ですし、既に隣の農地の所有者の方が畑の一部を耕作に使用されており、許可する上で問題ないと判断いたします。 また番号④については、2人の所有する田んぼが1枚の田んぼになっており、高齢を理由に農地を手放したいとの意向ですので、やむを得ないかと判断します。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問ありの場合) 他に質問はございませんか。 無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが、 採決に入ります前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 今回は番号②において4番井上典宣委員が該当しておりますので、まずは、①と③、④を一括して採決を行いたいと思います。 議案第1号の番号①および③、④に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号の番号①および③、④は決定いたします。 次に、番号②の採決に入りますので、井上委員は一時、退室願います。

	<p>それでは、議案第1号の番号②に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号の番号②は決定いたします。</p> <p>それでは井上委員に、席に戻っていただくよう、お願いします。</p>
【議案第2号 農地の地目変更届について】	
議長	次に、議案第2号「農地の地目変更届について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地の地目変更届についてご説明します。</p> <p>議案書は3ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、中小屋にお住いの●●さんです。申請地は、中小屋●●の田、面積は、356㎡です。</p> <p>位置につきましては、資料15ページをご覧ください。赤矢印で示している箇所が申請地です。16ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請理由は、現況ですでに畑として利用されておりましたが、現況通り台帳の地目も畑としたいというものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を神戸委員さんをお願いします。
神戸委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>申請地は、既に畑として作物が耕作されており、現地の状況からみましても、地目変更にあたっては問題ないと判断いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第2号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第3号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について】	
議長	次に、議案第3号「地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書の4ページ、資料は17ページをご覧ください。</p> <p>令和7年3月27日付けで南越前町長から農業委員会会長宛に地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について照会がありました。</p> <p>これは、昭和56年10月7日付け国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定は、調査の適正と不動産登記手続きにおける地目認定基準等との相互の運用上の整合性を図る趣旨等から、土地利用状況、土地利用の確実性などや埋め立て工事等の時期、経緯を調査し、農業委員会に照会をかけることになっております。</p>

	<p>今回、調査区域「今庄第10地区（湯尾⑤）」について地目変更対象が30筆ございます。このうち、田畑から非農地への変更が30筆、田から畑、畑から田への変更はありません。詳細については、18ページから20ページに添付されているとおりです。次の21ページには町に対する回答案となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
議長	<p>地籍調査はずっと回って、今は湯尾中心でやっているのか。他の地区もこれから地籍調査をやるところはあるのか。</p>
事務局長	<p>湯尾は7年間の計画で行ってきた。湯尾以外はほぼ終わっている。南条地区は早くに終わっていると聞いている。</p>
議長	<p>他にご質問が無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、地目変更の認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【報告第1号 専決処分の承認について】	
議長	<p>次に、報告第1号「専決処分の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページ、資料は22ページをご覧ください。南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>資料の23ページをご覧ください。利用権設定する農地は合計9筆、12,442㎡で、貸し手の地権者は5名、借り手の耕作者は4名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和7年5月1日です。契約期間は10年です。資料の24ページにかけては、契約に関する詳細な情報になります。次に資料25ページには町に対する回答となっております。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>無いようでございますので、報告第1号は承認されました。</p>
【その他 農地利用最適化推進委員の総会出席について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。まず、農地利用最適化推進委員の総会出席について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農業委員の皆さんの他に、農地利用最適化推進委員の方が11名いらっしゃいます。毎回、農業委員会の総会後に、総会資料を推進委員の方にもお送りしておりますが、情報が一方通行で、なかなか最適化推進のお仕事への取組みですとか、情報の共有が難しいなと感じておりました。県の農業会議の方や他市町の事務局に相談しますと、推進委員の方も出席をお願いしている委員会も複数あり、南越前町でも2月に1回の総会に参加していただき、もっと担当地区の農業委員さんと積極的な情報交換等をおこなっていた</p>

	<p>だけたらなと思ひ、提案させていただきます。総会に推進委員の方が出席することが出来る根拠につきましては資料 26 ページをご覧ください。黄色マーカー部分ですが、農業委員会等に関する法律の第 29 条に記載があるのですが、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会に出席して意見を述べることができます。とあります。また解説の部分ですが、推進委員が総会に出席するにあたっては会長の許可を要しません。とあり、一方で、農業委員会からも推進委員に対し、いつでも活動について報告を求めることができるとされています。とのこと。ただし、総会における議決権はございません。</p> <p>次回の総会から、最適化推進委員の方の出席依頼をしようかと検討しております。説明は以上です。</p>
議長	ありがとうございます。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。
神戸委員	私が農地利用最適化推進委員であった時、最初の 2 回ほど総会に参加した時期があった。しかし、その 2 回だけで、それ以降の総会に最適化推進委員は参加しなくなり、その理由は分からない。来ても何もすることが無かった。議決権もないし、ただ聞いて終わる程度だった。それをまた復活させたいということか。推進委員の座席の配置はどうなるのか。やるなどは言わないが、過去に参加を呼び掛けて辞めた理由をしっかりと検証して、やって欲しい。
井上重治委員	出席を呼び掛けても、推進委員がやることはあるのか。次第に来なくなってしまうことが無いようにして欲しい。
事務局	過去に農地利用最適化推進委員が総会に参加していたことは把握しておりませんでした。当時の事を調べておきます。ただ、推進委員は総会での議決権はありませんが、発言することも出来るので、総会にはぜひ参加していただきたいと考えています。総会後に 10 分から 15 分の時間を頂いて、毎回勉強会や情報交換する時間を設けたいと考えています。来なくなるのでは、という懸念もありますが、そうならないよう工夫して会を設けたいと思います。
議長	他所の委員会の話だと、仕事としては農業委員も最適化推進委員も同じことをしている。総会に出て意見を述べることは出来るので、意見を言ってもらわなければ情報共有が図られない、という意見も聞いている。農業委員でも農地法について分からないこともあるが、推進委員だと尚更分からずに終わってしまう可能性もある気がする。
事務局長	最適化推進委員を呼ばなくなった経緯も調べるとして、当時と比べて農地法も変わってきており、最適化推進委員の役割も重要となっているので、いつでも来ていただいて、意見も述べて頂いて良いですよという態勢にしておき、窓口を開いておきたい。
神戸委員	総会に出れば担当地区の農業委員と推進委員のコミュニケーションは取ることが出来ると思う。
議員	<p>一度やってみて、運営の方法はその都度委員の皆さんと相談しながらやっていくということではよろしいか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>はい、ありがとうございました。</p>
【その他 令和 6 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の報告について】	

議長	次に、令和6年度目標及びその達成に向けた活動の点検について事務局の説明を願います。
事務局	<p>それでは「令和6年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の報告について」、資料の27ページをご覧ください。</p> <p>これは令和6年度のはじめに南越前町で目標を掲げたものが、どれくらい達成できたかという点検、評価でございます。</p> <p>細かい説明は省かせていただき、お手元の資料でご確認いただければと思います。以上です。</p>
議長	<p>何か質問がありましたらお願いします。</p> <p>無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、7月25日(金)午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは次回は7月25日(木)午後1時30分から、役場別館は参議院議員選挙のため会場が使えませんので、文化会館の2階会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第13回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不動産長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
小不動産長職務代理者	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>本日も30度を超える予報となり暑くなってまいりました。これからの農作業中での熱中症には十分に注意していただきたいと思います。次回もよろしく願いいたします。</p>
【閉会】 午後2時25分	